案内

「みんなでつくる 共に生き、共に支え合う安心のまち 阿蘇」第２次阿蘇市地域福祉計画を策定しました

問い合わせ　福祉課 総合福祉係　☎２２－３１６７　お５５－３１６７

市では、平成20年3月に策定した阿蘇市地域福祉計画を見直し、平成25年3月に「第2次阿蘇市地域福祉計画」を策定しました。

この第2次計画は、第1次計画で掲げた「みんなでつくる 共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」の基本理念を継承し、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、理念の実現を目指していく内容となっています。

市民の皆さまには、サービスの受け手であると同時に地域福祉活動の主体として参加していただきたいと思います。

なお、第2次地域福祉計画（本文・概要版）をご希望の方は、市役所福祉課で配布しています。また、阿蘇市ホームページでもご覧になれます。

計画の体系

みんなでつくる 共に生き、共に支え合う安心のまち 阿蘇

1 支え合い・ふれあいのあるまちづくり
①地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発
②交流・ふれあいの促進
③地域における支え合いのしくみの構築
④心のバリアフリー・多様性の理解の促進
⑤ボランティア活動の促進
⑥子育て家庭への支援

2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり
①きめ細やかな相談支援体制づくり
②適切なサービス利用促進のためのしくみづくり

3 健康で生きがいの持てるまちづくり
①地域ぐるみで健康づくり
②介護予防の推進
③生きがい活動の促進

4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり
①緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり
②地域ぐるみで防犯活動
③バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

※地域福祉とは…それぞれの地域で人々が安心して暮らせるよう地域住民や地域の団体、民間企業、福祉サービス事業者、行政などがお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

阿蘇ん子トーク！
《テーマ：チャレンジ！》てつぼうでさかあがりができないから、できるようになりたいです。（阿蘇西小３年・柴田虹歩（ななほ））

案内

農業委員会からのお知らせ
「賃借や売買の権利移動」「贈与、相続」「農業者年金」

問い合わせ　農業委員会事務局　☎22－3254　㊟22－3254

賃借や売買の権利移動

農地の賃借や売買の権利移動については、農業委員会に届け出て許可を得る必要があります。

届け出が必要な要件は左記にあげるものなどです。

▼賃借権等の解除の届出（農地法第18条6項）
▼農地としての賃貸借や売買（農地法第3条）
▼自己所有農地を転用する場合（農地法第4条）
▼売買や賃借で転用を行う場合（農地法第5条）
▼農地の賃貸借、売買（利用権設定）

※農業委員会は、毎月25日（土日祝日にかかる場合は前後します。）に開催され、申請の締め切りは、毎月18日（土日祝日にかかる場合は前後します。）となっています。

贈与、相続

農地を家族に贈与する場合、2つの方法があります。

【一括贈与】

農地のみを耕作目的で一括に贈与することにより、贈与税の猶予を受けられる制度です。

ただし、3年毎に贈与税・不動産取得税の猶予の届出を税務署及び県振興局に提出する必要があります。

また、贈与した農地を売買や賃貸することはできません。（部分・全部の贈与税が確定します。）

【相続時精算方式】

農地を含む資産を贈与する場合（宅地・家屋等を含む）、2500万円内であれば、相続時にその贈与税（この場合は相続税として）を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要ですので、資産証明書を取られ一度税務署へご相談ください。

※相続の場合も農業委員会への届出が必要です。農業委員会事務局までお問い合わせください。

農業者年金

●農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持っていない農業者の方や、配偶者や家族従事者も加入できます。

●少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てる、積み立て方式の年金です。

●保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。（月額2万円から6万7千円まで。）

●終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった、農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

●手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。国庫補助額も自分の年金として受給できます。

※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会、JA阿蘇各支所にお問い合わせください。

現況届は忘れずに提出を！
6月28日㊎までに提出してください！

農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届が必要となります。5月末日頃に、農業年金基金から現況届の通知が発送されていますので、署名の上、必ず提出してください。

阿蘇ん子トーク！
《テーマ：チャレンジ！》
漢字をがんばりたい。
（阿蘇西小4年・江入巴月（はづき））

案内

外国人住民の方にも「住基ネット」「住基カード」の運用が始まります

問い合わせ　市民課 戸籍係　☎22－3135　お55－3135

7月8日から外国人住民の方にも「住基ネット」の運用が始まり、「住基カード」の交付も受けられるようになります。

●「住基ネット」とは？

住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

※住基ネットの運用開始にあたって、外国人住民の方が手続きを行う必要はありません。

7月8日以降にご自分に付番された住民票コードの通知書を送付いたしますので、大切に保管してください。

●「住基カード」とは？

セキュリティに優れたICカードで「写真付き住基カード」は公的な身分証明書としても使えます。

※住基カードの取得を希望される場合は、左記のものをご持参のうえ、ご本人が窓口へお越しください。

●持参書類等

▼在留カード等（本人確認のため）

▼手数料500円

（外国人住民に係る住民基本台帳制度について）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

募集

環境基本計画策定のため、市民の皆さんのご意見を募集 パブリックコメント　6月24日(月)まで

問い合わせ　住環境課 都市・環境係　☎22－3169　お22－3169

阿蘇市環境基本計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を募集しています。

●公表場所

▼阿蘇市ホームページ

▼住環境課　都市・環境係

▼情報コーナー（市役所及び各支所）

●募集期間　6月24日(月)まで

●提出方法　ご意見は、住所、氏名及び電話番号を明記のうえ、左記のいずれかの方法でお送り下さい。（様式は問いません）

▼書面での提出　▼郵送

▼FAX　▼Eメール

●ご意見の取り扱い　いただいたご意見等を取りまとめ、市の考え方等を阿蘇市ホームページなどで公表します。なお、ご意見の公表にあたっては、個人に関する情報は公表しません。

●提出先　〒869-2695
阿蘇市一の宮町宮地504番地1
住環境課　都市・環境係
FAX：22-3115
Eメール：kankyou@city.aso.lg.jp

詳しくは、阿蘇市ホームページをご覧ください。

阿蘇ん子トーク！　《テーマ：チャレンジ！》　漢字のプロになりたいです。　（阿蘇西小4年・上村悠莉（ゆうり））